地方行政の重要な担い手である会計年度任用職員の処遇改善について

3月19日、総務委員会で会計年度任用職員の処遇改善について質疑に立ちました。大きく2点、常勤職員に準じた会計年度任用職員給与の遡及改定の実施状況と、2023年に改正された地方自治法に基づき今夏6月に支給される勤勉手当に係る整備状況について質しました。

2023 年4月に遡及して改定を実施した自治体数は、残念ながら総務省調査では全体の5割強止まりです。しかしその財源については、2023 年度補正予算で手当されており、本年の春闘状況を踏まえ2024 年度も仮に昨年同様の引き上げ措置となった場合の財源措置について問うと、「地方団体の財政運営に支障が生じないよう適切に対応」との総務省答弁を得ることができました。

一方の勤勉手当の整備状況については、残念ながら 2023 年 12 月段階で関係条例の整備予定のない自治体が 110 以上あること等が明らかにされました。2024 年度地方財政対策では、勤勉手当支給のための経費として 1810 億円が積算されているのにもかかわらず、そのような状況です。

この現状について、最後に松本総務大臣に見解を質しました。大臣からは明確に、「皆さんには大変重要な役割を果たしていただいている。住民にとって質が高い行政サービスを維持向上させていくためにも人材確保は大変重要であり、処遇の確保、改善は極めて重要」との回答を得ました。遡及改定も勤勉手当支給も常勤職員との均衡を図るものです。全ての自治体において実施されるよう、私も引き続き取り組んでまいります。

(604字)